

平成28年度

安全大会

主催 川瀬産商株式会社

開催日時 平成28年10月29日(土)

開催場所 セミナー&カルチャーセンター臨湖

平成28年度 安全大会式次第

- 1 開会の辞
- 2 社長挨拶
- 3 社会保険について
- 4 足場の法改正について
- 5 トラブル事例の報告
- 6 安全教育（動画 時間の都合で中止の可能性有り）
- 7 請求書の記入について
- 8 協力業者様より要望、提案
- 8 常務挨拶
- 9 閉会の辞

3. 社会保険について

滋監第 1114 号
平成28年(2016年)9月21日

各関係団体の長様

土木交通部監理課長
(公印省略)

滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正について(通知)

平素は、本県土木交通行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、建設工事請負契約約款の一部改正し、本県ホームページ(http://www.pref.shiga.lg.jp/nyusatsu/koukyo_kouji/kitei.html)に掲載しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員様への周知等についてよろしくお願いいたします。

記

1. 建設工事請負契約約款の一部改正

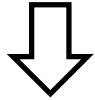
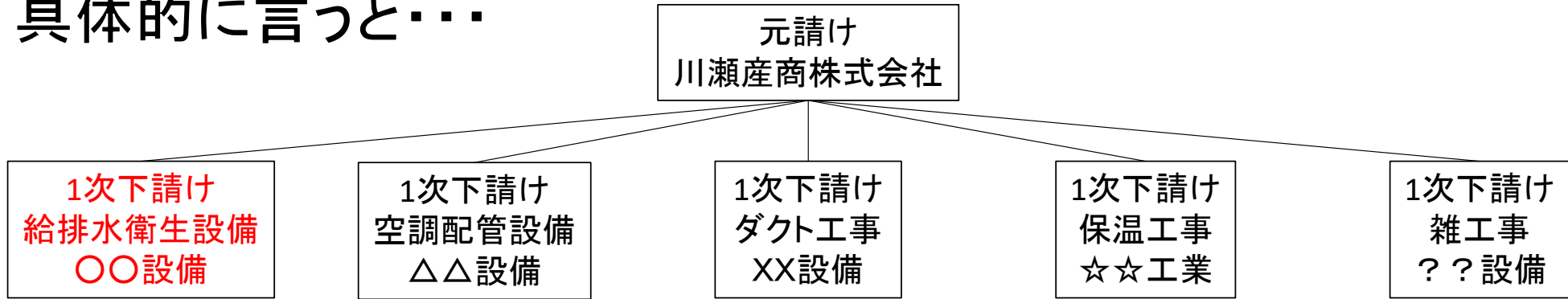
○改正概要

建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保し公平で健全な競争環境を構築する観点から、現在、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)以上の工事については、元請企業の社会保険等未加入企業との一次下請契約の締結を禁止しているところですが、平成28年10月1日以降に県が入札公告を行う工事より、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)未満のものについて、本措置を拡大します。

この条項に違反した場合は、元請企業に対して入札参加停止措置および工事成績評定の減点を行うものとします。

審査契約係 陌間・片桐
TEL:077-528-4116
FAX:077-524-0943
メール:ha0002@pref.shiga.lg.jp

具体的に言うと・・・



今までは・・・

給排水衛生設備を施工する〇〇設備は1人親方として
仕事を行っているが請け負う仕事の内容に応じて
同じ配管工事を行う仲間である 〇山さん 〇田さんに応援を依頼して請け負いをしていた

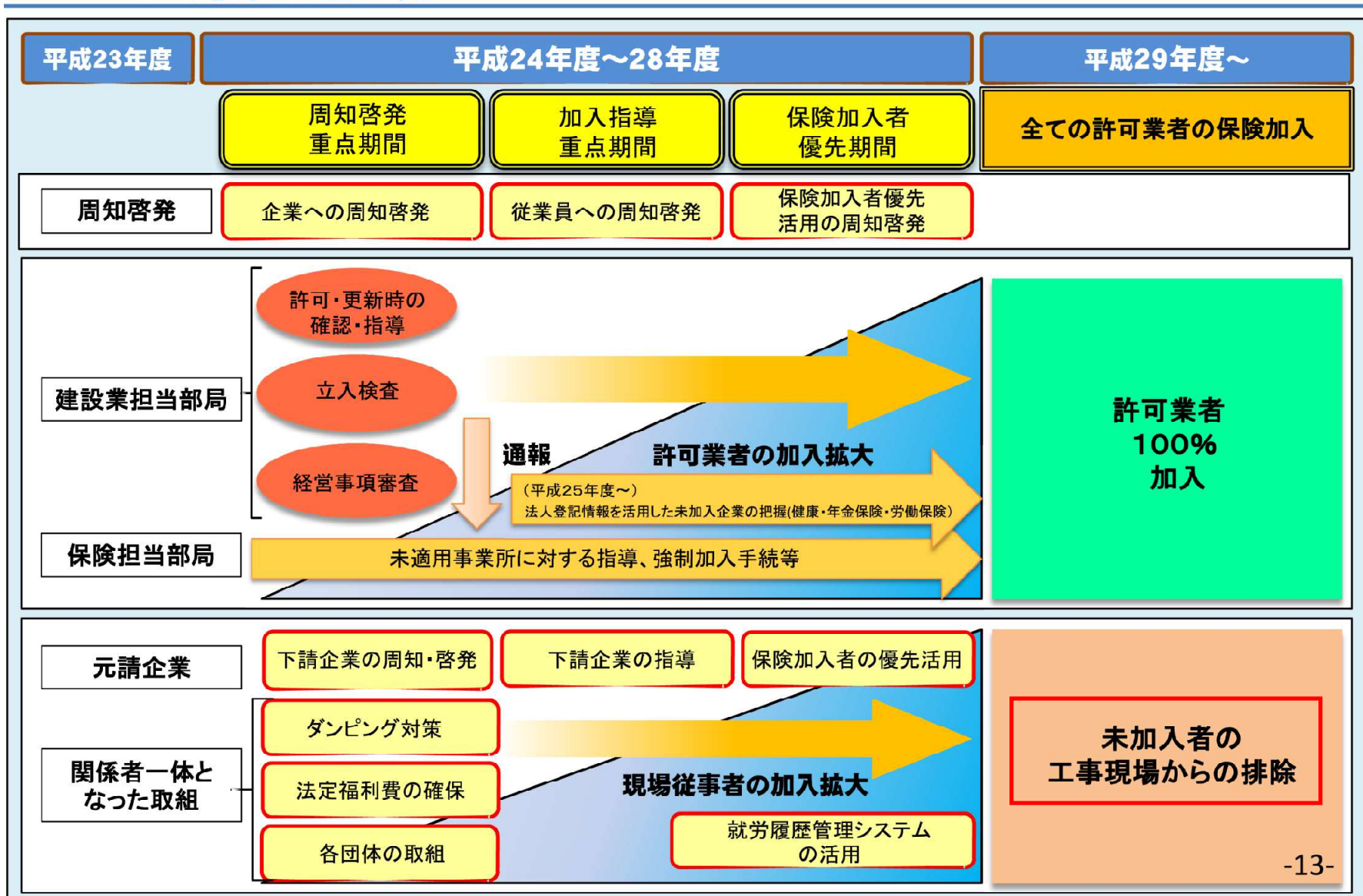


今後は・・・

応援を依頼する人も雇用保険もしくは日雇い保険に加入する必要があります
1次下請負業者が社会保険等に未加入の場合は元請負業者に評価点の減点又は
その後の入札の指名停止措置がとられます

社会保険の支払を逃れる為に応援を依頼している〇山さん 〇田さんを社員ではなく
2次下請負 3次下請負とする事は偽装請負に抵触する恐れがあります。

II-3 対策の進め方



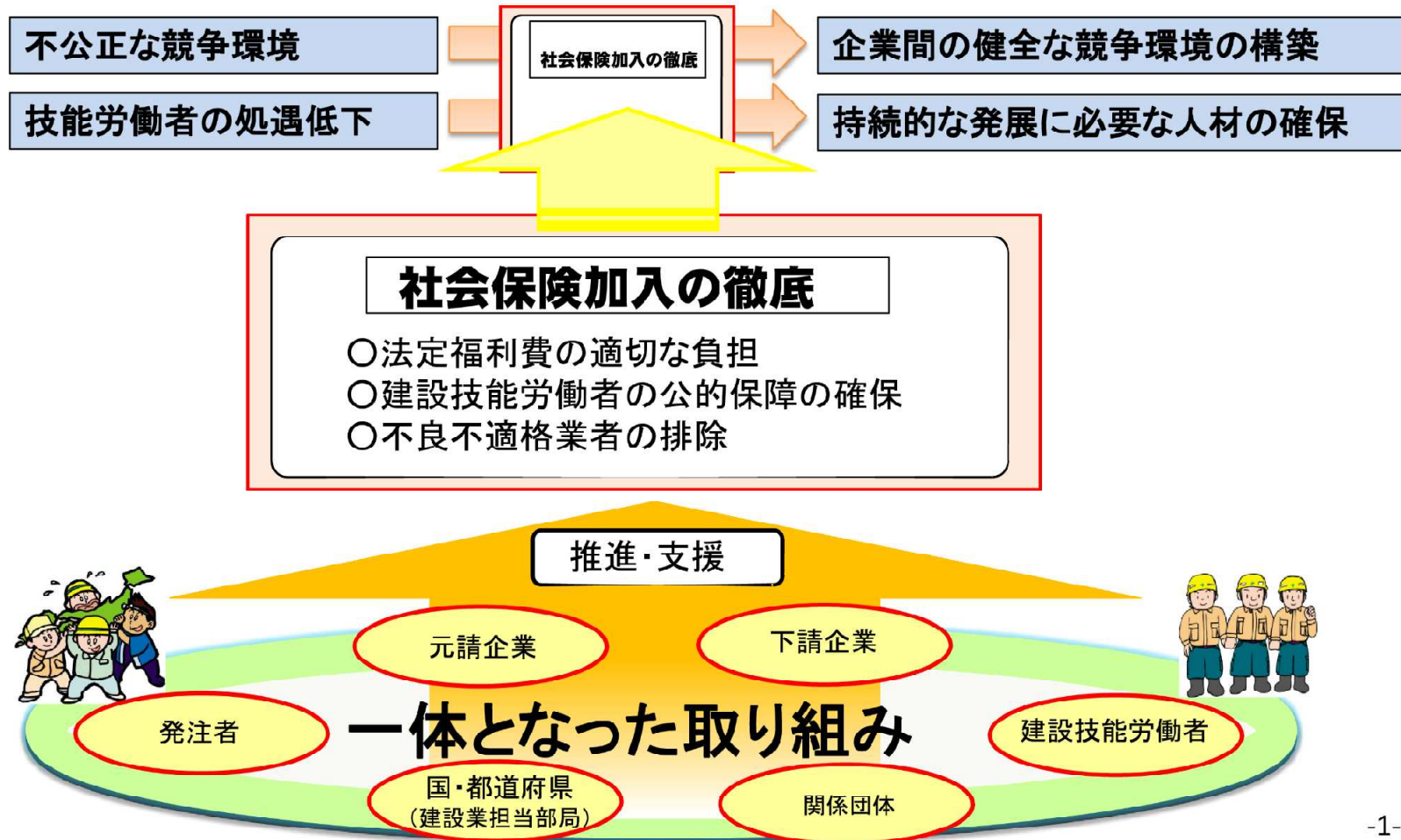
建設業における社会保険未加入問題への 対策について

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会

平成24年2月23日

1-1 社会保険加入の徹底

- このような状況に対し、建設業に関わる関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



1-2 社会保険とは

- 私たちが日々暮らす中では、避けがたいさまざまなリスクがあります。
- そういった時に生活を支えるために設けられている公の仕組みが雇用・医療・年金の各公的保険制度です。
- これらは加入する**労働者・事業主が払う保険料と公の税金によって賄われています。**
- 社会保険への加入は法律上の義務ですが、**建設労働者の権利**でもあるのです。

一人では支えきれない

暮らしの中のリスク

失業	不景気の中では仕事が無くなり、失業してしまうことがあります。
病気やケガ	建設労働は体を痛めがちですが、病気やケガをして病院に行くと医療費がかかります。
無収入	年をとって仕事ができなくなると収入がなくなってしまいます。

みんなでリスクを支える仕組み＝社会保険

雇用保険	失業した時に一定期間失業手当が給付されます。
医療保険	一定の自己負担だけで医療機関で診療してもらうことができます。
年金保険	60歳以上になった時、加入期間に応じて毎月年金が給付されます。 障害を負った時や本人が亡くなった時には障害年金や遺族年金が給付されます。

- ・事業所単位で加入
- ・その事業所で働く労働者は全て加入
- ・労働者・事業主の保険料と公費(税金)で賄う

II-1 社会保険未加入の要因と対策②

< 保険未加入の要因 >

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁忙に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁忙に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

< 対 策 >

III-3. 建設企業の実情

①元請企業による下請指導

・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

・元請企業、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。

③建設企業（特に下請企業）における取組

・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

III-4. 法定福利費の確保

(1) 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策

(2) 重層下請構造の是正

(3) 一人親方の増加の抑止

III-5. その他

(1) 就労履歴管理システムの推進

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

(参考 1-2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

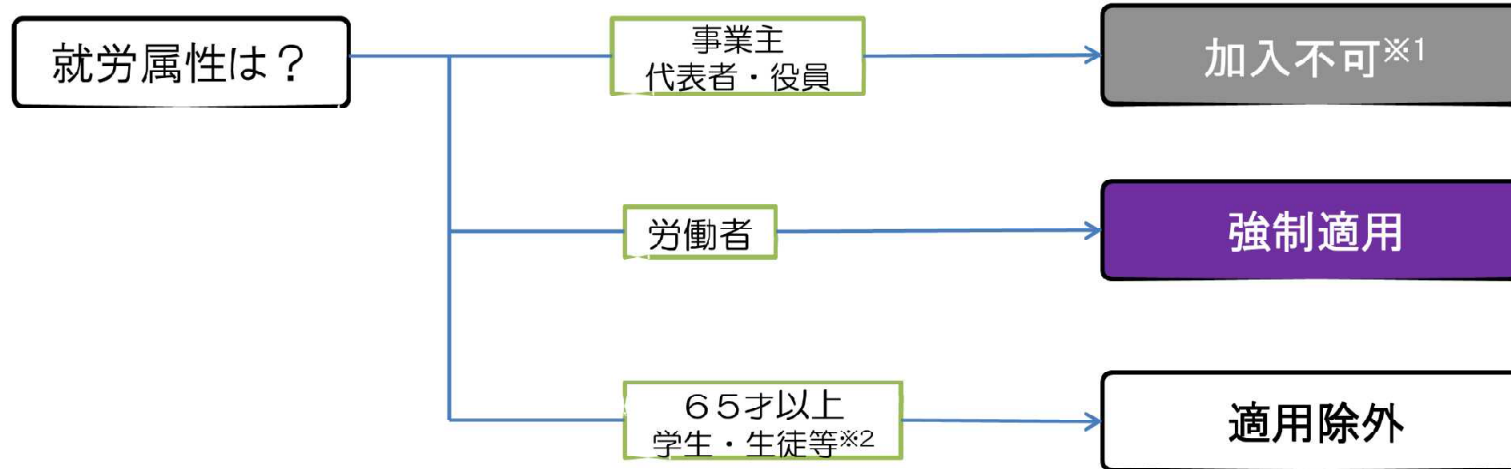
□ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

■ : 事業主負担がない部分

(参考 1-2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

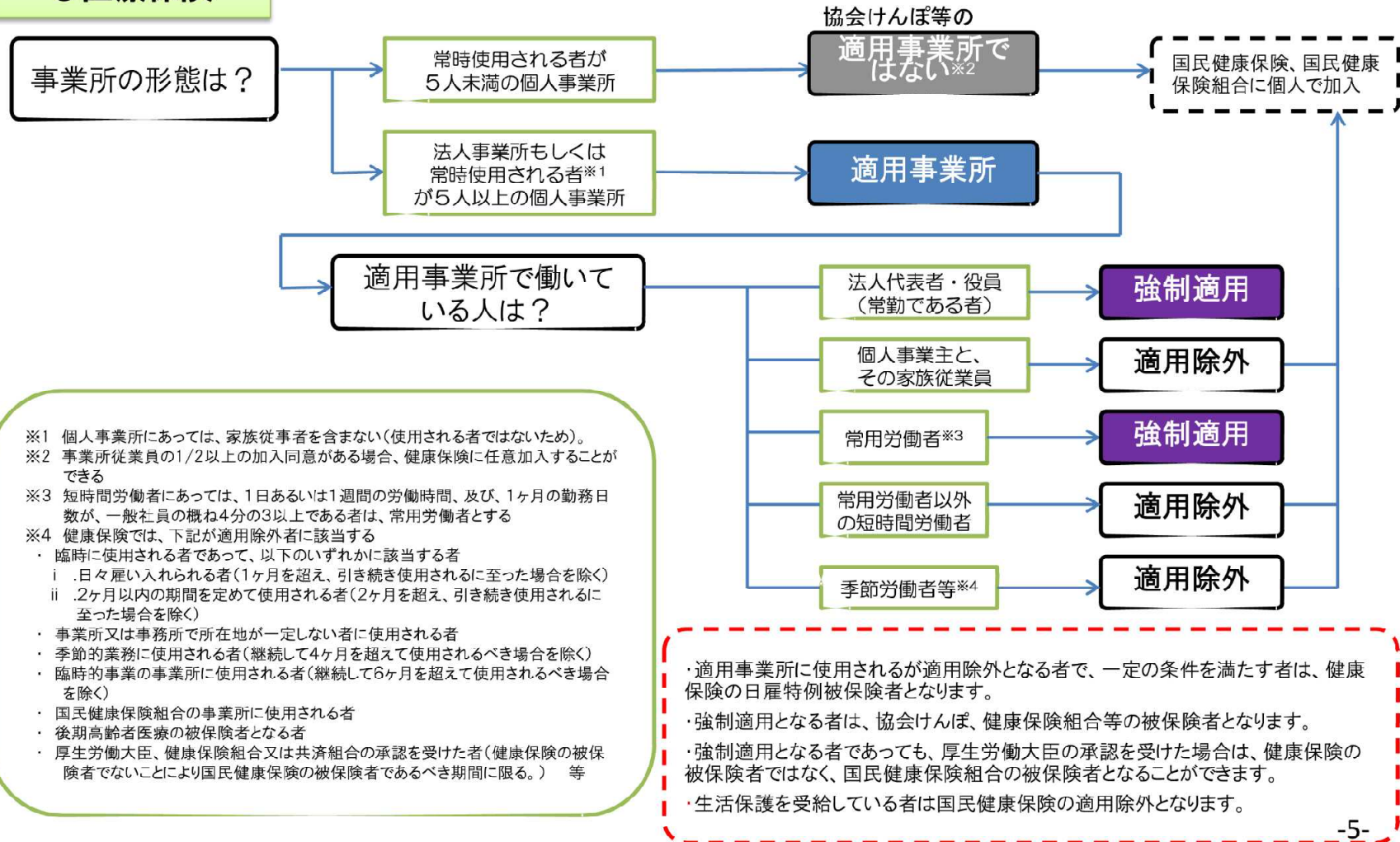
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者 等

- ・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考1-2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

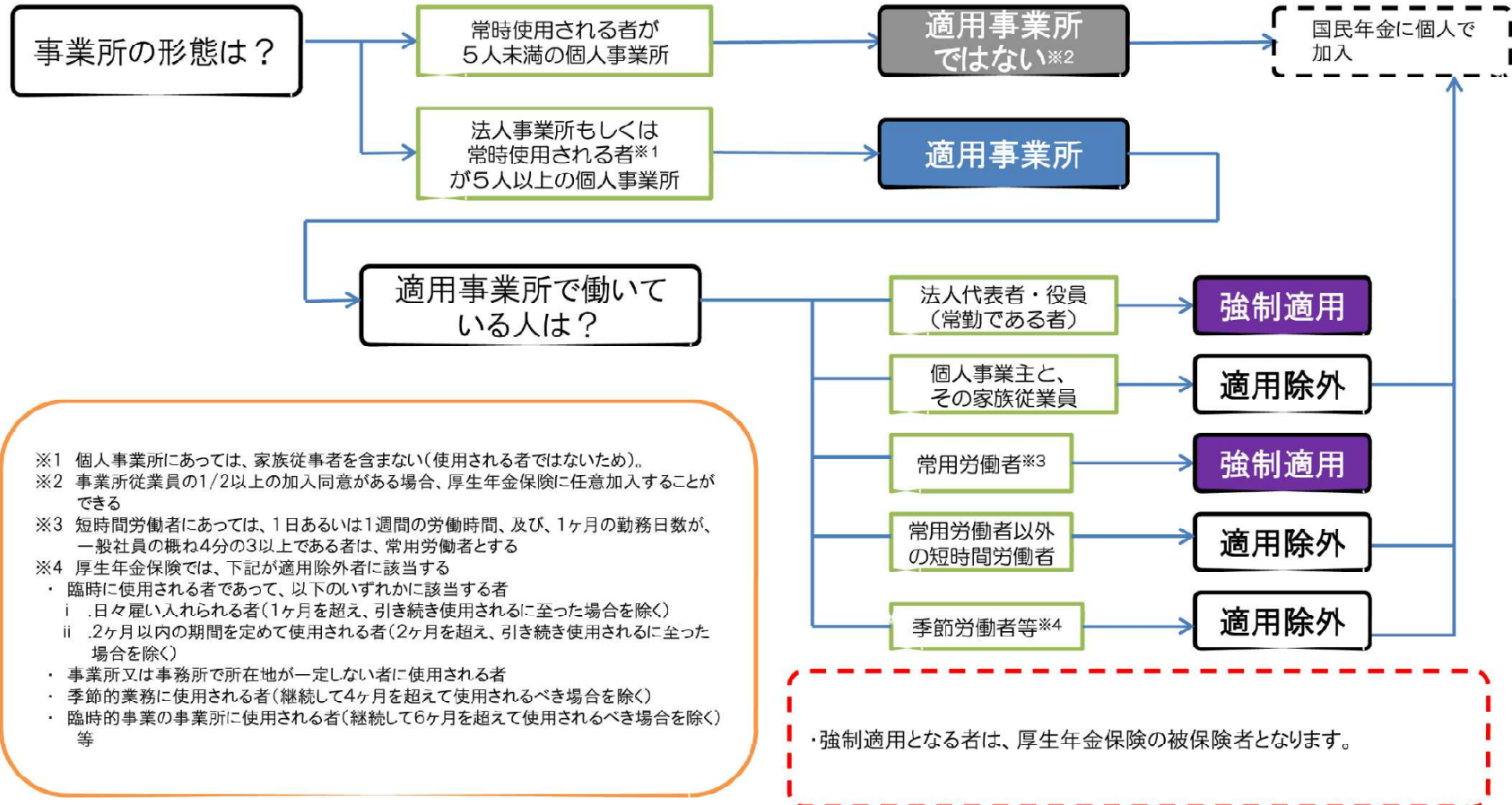
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



(参考 1-2-4) 社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、厚生年金保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i .日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)等

・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

1-3 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

(平成24年7月30日 第2回社会保険未加入対策推進協議会WG 資料8)

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(現在では新設は認められていない)。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

II-1 社会保険未加入の要因と対策①

○ 社会保険への加入が進まない主な要因を分析・整理し、それぞれに対応した対策を関係者がそれぞれの立場から総合的に推進することとしています。

< 保険未加入の要因 >

(行政の現状)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

(企業の認識)

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

< 対 策 >

Ⅲ-1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

Ⅲ-2. 行政による制度的チェック・指導

- (1) 建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- (2) 建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- (3) 経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- (4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

II-1 社会保険未加入の要因と対策②

< 保険未加入の要因 >

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

< 対 策 >

III-3. 建設企業の取組

①元請企業による下請指導

・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

②元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

・元請企業、下請企業（特に1次下請企業）による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。

③建設企業（特に下請企業）における取組

・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

III-4. 法定福利費の確保

(1) 法定福利費の確保

①発注者への要請・周知、元請企業への指導

②業界における見積時の法定福利費の明示

③ダンピング対策

(2) 重層下請構造の是正

(3) 一人親方の増加の抑止

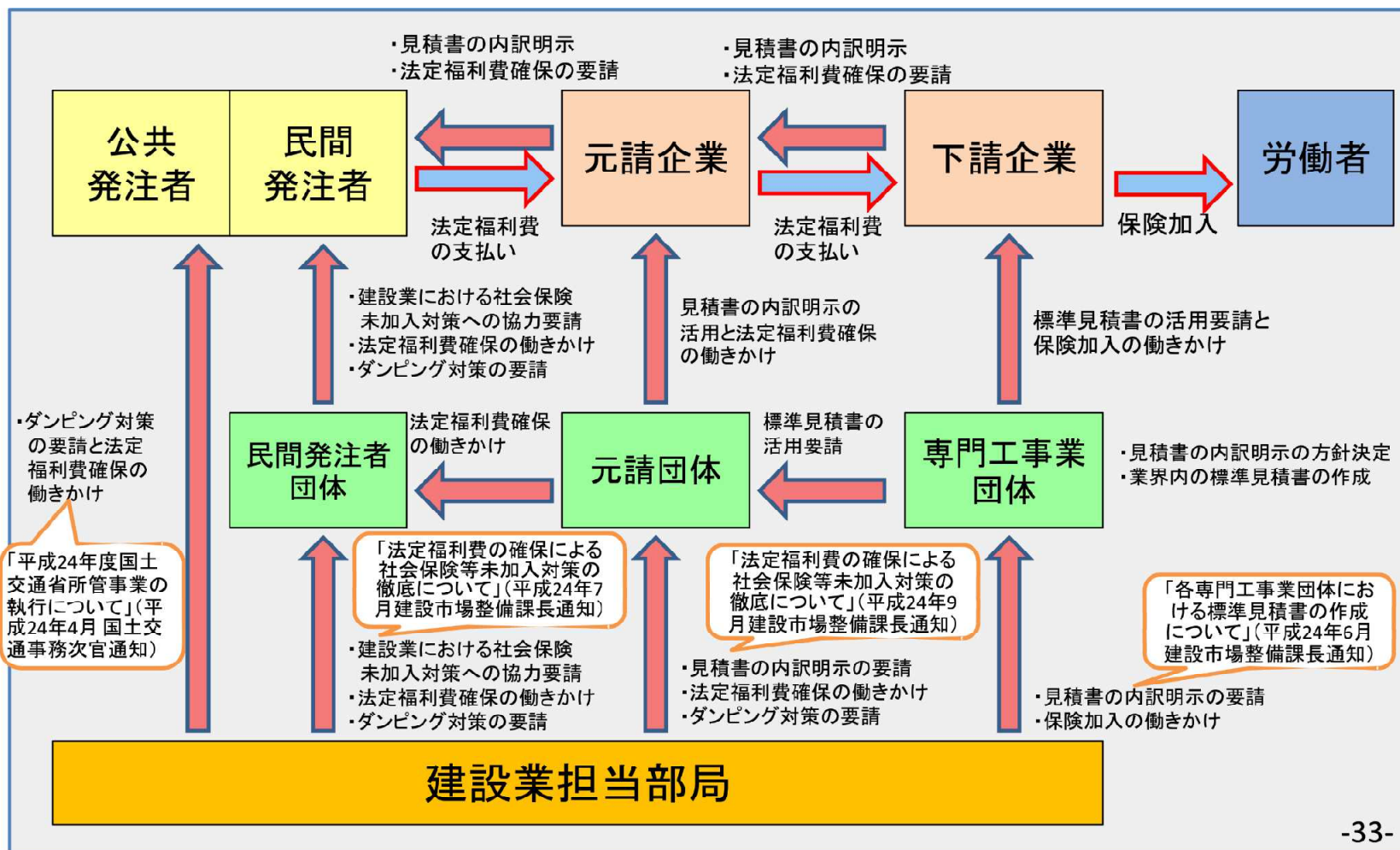
III-5. その他

(1) 就労履歴管理システムの推進

(2) 社会保険適用促進に向けた研究

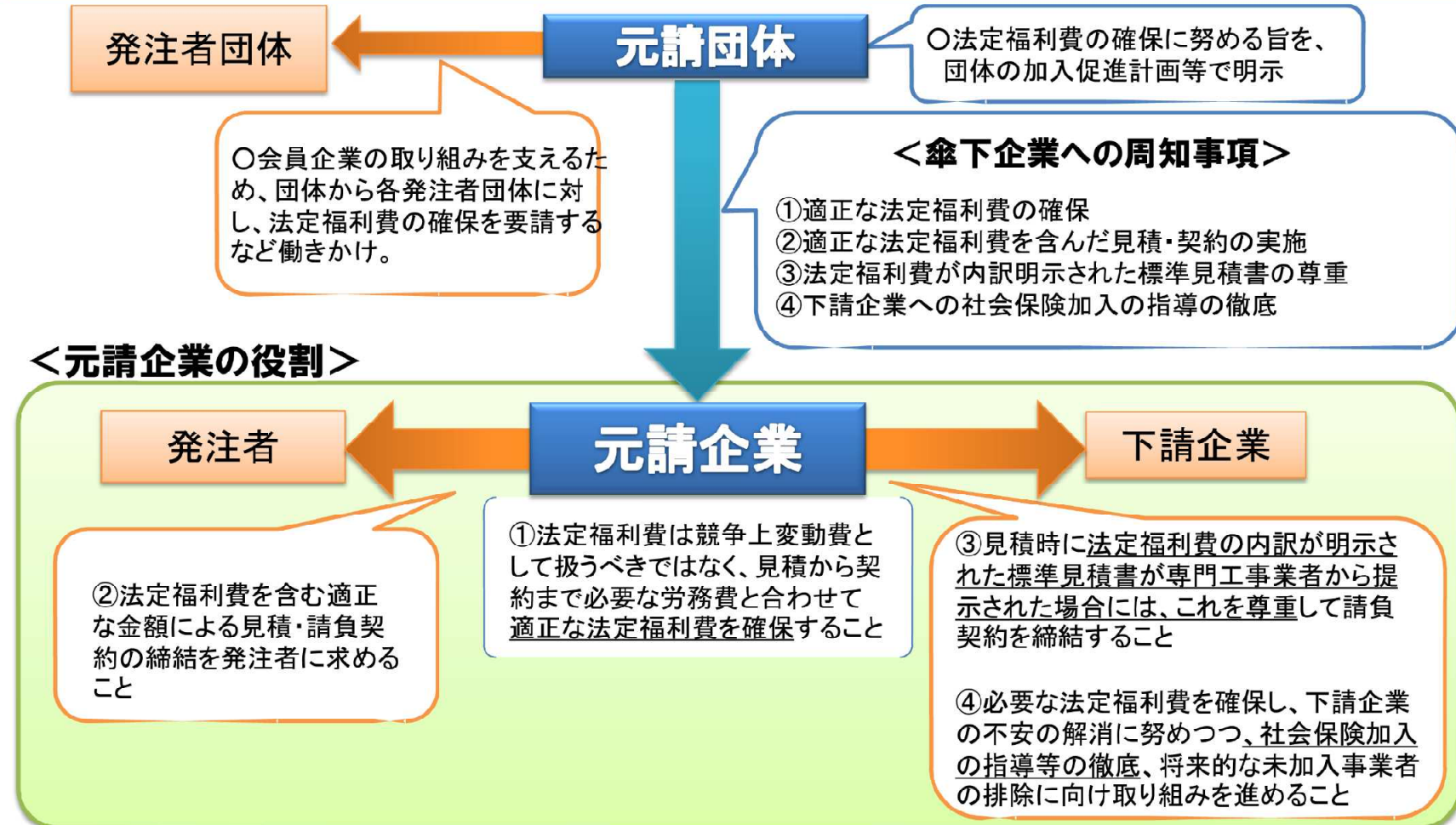
(参考Ⅲ-5(1)-1) 法定福利費の確保イメージ

イメージ



法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

(国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知(平成24年9月13日)の趣旨)



※傘下企業の内部において、工事の受注担当部局や専門工事業社の調達部門等も含め必要部署に徹底されるよう周知すること 38-

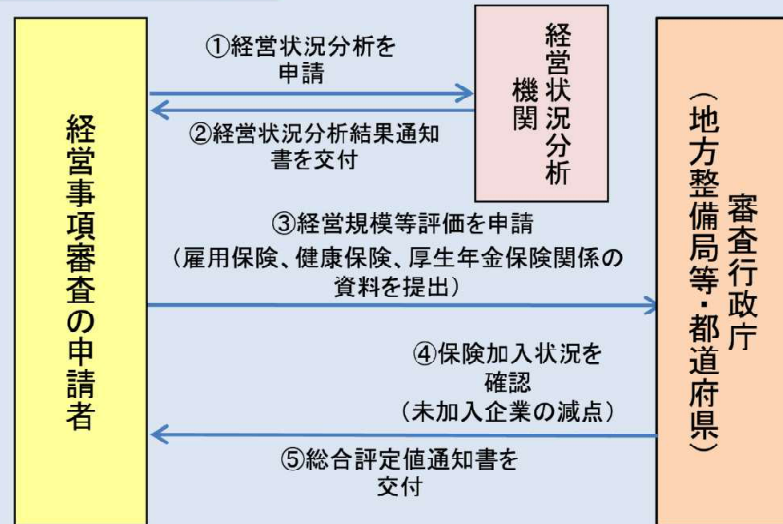
III-2(3) 経営事項審査の厳格化

○ 平成24年7月より、経営事項審査については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されました。

概要

- 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の改正を行った。
 - ・保険関係の審査項目(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
 - ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大。
 - ・建設業の許可・更新時と同じく、未加入企業には加入指導を行う。

スキーム



未加入の場合の減点幅の改正

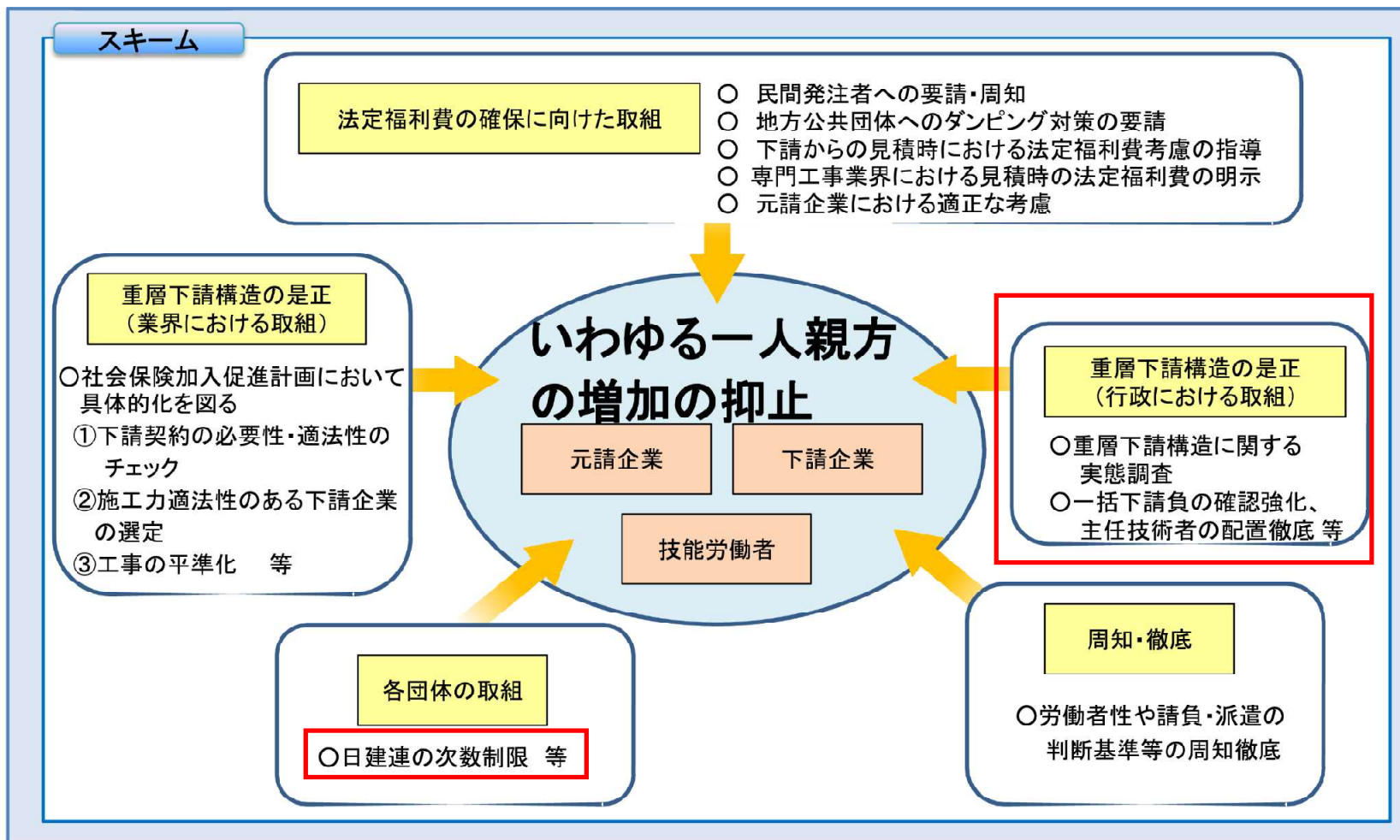
	現行		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
厚生年金保険			
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86



	改正案		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	▲ 120	▲ 1140	▲ 171

III-5(11) いわゆる一人親方の増加の抑止に向けて

○ 社会保険の適用を逃れるために事業主が雇っていた技能労働者を一人親方として請負に変更するようないことがないよう、それぞれの立場から取組を行います。



III-5(9) 重層下請構造の是正

○ 重層下請構造は、労務費へのしわ寄せなど多くの問題があることから、業界において自主的な取組を進めるとともに、行政においても取組を行います。

概要

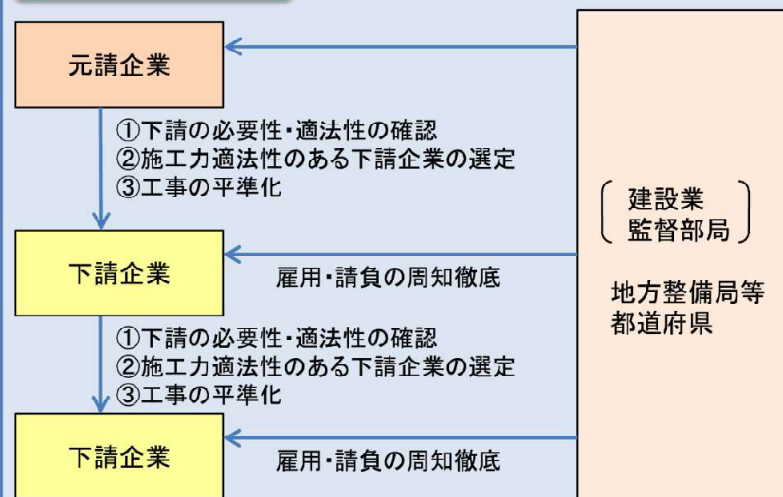
○ 建設企業において積極的に自主的な取組を行いつつ、行政も請負・雇用に関するルールの徹底等を行う。

- ① 建設業界における取組
- ② 行政における取組
 - ・重層下請構造に関する実態調査
 - ・雇用・請負に関するルールの徹底 等

業界における取組

- 契約当事者である建設企業及び建設業団体において、積極的に次の取組を行う。
 - ・下請契約の必要性・適法性のチェック
 - ・施工力適法性のある下請企業の選定
 - ・工事の平準化 等
- 各建設業団体に対し、社会保険加入促進計画において具体的な取組を明らかにすることを求める。

スキーム



行政における取組

- 重層下請構造に関する実態調査
 - ・工事種別毎の下請次数
 - ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注費率の関係等)
- 一括下請負の確認強化、主任技術者の配置徹底
 - ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づき、立入検査等により、確認・指導を実施
 - ※施工体制台帳、工事日報等により、一括下請負の実態がないか、主任技術者を配置しているかを確認する。
 - ・元請企業(特定建設業者)からの下請指導状況について、行政からの指導を実施
- 労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底
 - 判断基準を解説した啓発用の資料の作成・配布
 - ※基準を現場で当てはめた際に、どのような事例が偽装請負等の問題に該当するか、分かりやすい素材を作成し、配布する。

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の
実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は左記の基本方針に取り組みることとする。

一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認められた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

二、建設業退職金共済制度

- 共済証紙購入費用について、
- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
 - ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
 - ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

三、重層化

- 日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、
- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
 - ②また、五年後をめぐり二次以内を目指して取り組むこととする。

四、教育

- 教育への支援について、
- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
 - ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
 - ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

五、作業所労働時間・労働環境

- 日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、
- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
 - ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施等

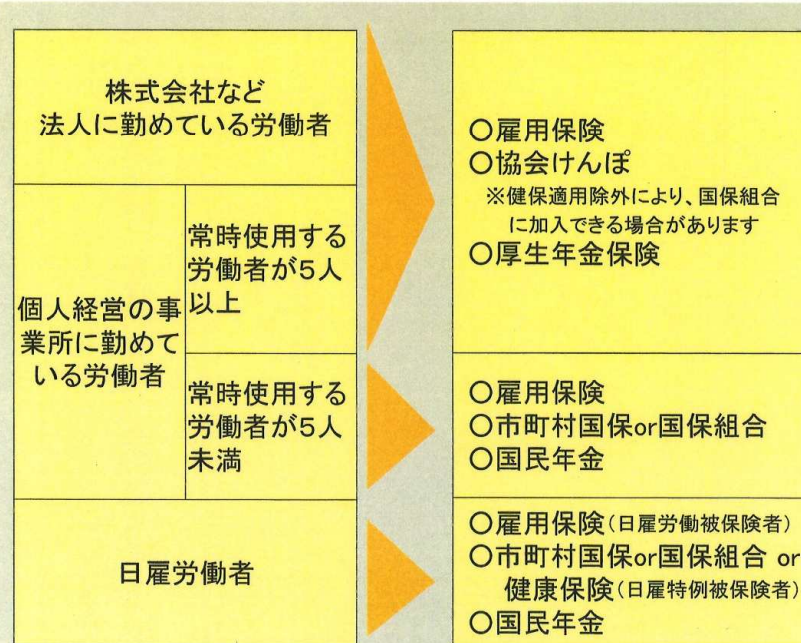
以上

建設労働者が加入すべき社会保険等

● 事業者である一人親方の場合・・・



● 労働者の場合・・・





建設工事現場に出入りされる一人親様は『労働保険』に加入して『労働保険加入証明書』を提示しなければ作業現場に出入りできなくなっています。
元請会社から提示を求められることが一般的になってきています。
該当される方は一人親方特別加入労災保険にご加入されることをおすすめいたします。



このはな建設部会の労災保険は業務中の災害や通勤途上の方が一の事故に備えるための国の保険です。
※厚生労働大臣認可(大阪労働局)
労災事故が起こってしまった日にさかのぼっての加入はできません。(道理に反するという理念より)
安心して仕事ができるようにこのはな建設部会はサポートしています。

● 労働者災害補償保険(労災保険)制度について

労働者災害補償保険法を略して労災保険といわれています。

業務上の事由または通勤によって労働者が負傷、疾病、傷害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度です。

- ・ 会社に雇用されている労働者が就労中に負傷や病気・死亡等が発生した場合(業務災害)
- ・ 会社に雇用されている労働者が出勤時に事故に遭った場合(通勤災害)

本来責任を負うべき事業主に代わり、国が被災した労働者、また、その労働者のご遺族の方に保険給付を行う制度です。
労災保険は、労働者のための制度ですので、事業主・自営業者等がこれらの災害に遭っても適用されないのが原則です。

● 一人親方労災保険・特別加入制度について

一人親方のように事業主であっても実態としては、労働者と同様な業務に従事されている場合など、災害の発生率は同じであるのに形態上、事業主というだけで労災保険給付を受けられないのでは酷かつ不条理というものです。

そこで国の労災保険では、一定の要件を満たせば一人親方が加入できる特別加入の制度を設けています。

● 一人親方は単独では労災保険に加入できないという法律について

まず、一人親方団体に加入する必要があります。

加入した一人親方団体から労働基準監督署に加入申請することになります。

『このはな建設部会』のような一人親方団体に加入することにより一人親方様を『みなし労働者』として労災保険に特別加入することができます。

居住されている地域により取扱える業務範囲が異なります。(法律上定められています)

このはな建設部会の取扱い可能な業務地域は次の通りとなります。

大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・三重県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県・香川県

現場は日本全国対象となります。海外は対象外となります。

一人親方の労働者性が認められた事例①

ケース1 水道の修理業務(下請専属契約)

入社以後、給排水配管等の修理工事に**専属的に従事**していた

会社は1か月前に勤務表を作成・提示し、**勤務時間を指示**していた

勤務開始時間に会社**に無線で連絡、指示に従い**仕事先に直行し、
仕事**が終了すると無線で報告、会社から次の指示を受けていた**

作業に使用する**道具類・車両は会社の所有物**であり、貸与を受けていた

作業材料は**会社が契約している材料店で仕入れ、材料費は会社が支払っていた**

下請専属契約の名で水道の修理業務に従事している者について、労働基準法上の労働者性を認めた事例

(平成7年7月17日 東京地裁)

ケース2 大工業務(労務提供の契約)

年 月 日

再下請負通知書(変更届)

直近上位の 注文者名	〒	【報告下請負業者】
現場代理人名 (所長名)	住 所	
	TEL	
	FAX	
元請名称		

会社名 _____ 代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工期	自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日	注文者との 契約日	_____ 年 月 日
--------------	--------------------------------	--------------	-------------

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 一般	第 号	年 月 日

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	※専門技術者名
※主任技術者名	資格内容
資格内容	担当工事内容

※登録基幹技能者 名・種類 _____

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険	

- (記入要領)
- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
 - 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(書類の記載)の写しを全ての階層について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、(注文書・請書等) ②請負契約約款
 - 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号一乙に準じ下請負業者構成表を作成の上、元請に届け出ること。
 - この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
 - 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	代表者名
住所 電話番号	(TEL _____)
工事名称及び 工事内容	
工期	自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日
契約日	_____ 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 一般	第 号	年 月 日

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
※主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	※専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険	

記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険にあっては組合名)を一括適用の承認に係る営業所の場合に、本店の整理番号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理番号及び事業所番号を一括適用の承認に係る営業所の場合に、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄に労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを添えて記入する。)

①経験年数による場合	②資格等による場合
1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験	1) 建設者法[技術検定]
(短大・高専卒業者を含む。)	2) 建築士法[建築士試験]
2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験	3) 技術士法[技術士試験]
3) その他 10年以上の実務経験	4) 電気工事士法[電気工事士試験]
	5) 電気事業法[電気主任技術者(国家試験)等]
	6) 消防法[消防設備士試験]
	7) 職業能力開発促進法[技能検定]

作業員名簿

(平成26年7月3日作成)

元 副 確認欄	
------------	--

平成 年 月 日

事業所の名称 _____

一 次
会社名 _____

(次)
会社名 _____ 日社名 _____ 印

番号	ふりがな 氏名	職種 ※	雇入年月日 経験年数	生年月日 年 齢	現住所 (TEL) 家族連絡先 (TEL)	最近の健康診断日 血 圧	血液型	特殊健康診断日 種 類	健康保険*1		教育・資格・免許			入場年月日 受入教育 実施年月日
									年金保険*2 雇用保険*3	協会けんぽ 厚生年金	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	
1			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
2			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
3			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
4			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
5			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
6			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
7			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
8			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
9			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日
10			年	歳		～		年 月 日	協会けんぽ 厚生年金					年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

現 … 現場代理人 主 … 作業主任者 (正副2名選任すること) 女 … 女子作業員 未 … 18歳未満の男子作業員
技 … 主任技術者 職 … 職長 安 … 安全衛生責任者 能 … 能力向上教育 再 … 危険有害業務・再発防止教育

2. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

3. 各社別に作成するのが原則ですが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

4. 資格・免許等の写しを添付すること。

(社会保険関係記載要領)

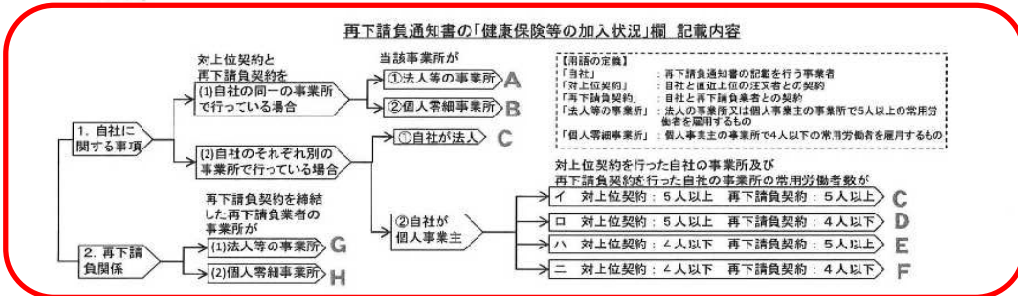
*1. 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は、当該番号)を記載。保険に加入しておらず、後期高齢者であるようにより、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

*2. 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金等)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

*3. 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である場合等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記載。

問30 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 再下請負通知書には、「自社に関する事項」ページと、「再下請負関係」ページがあり、両方のページにそれぞれ「健康保険等の加入状況」欄があります。それぞれの記載内容は以下のようになります。



1. 「自社に関する事項」ページの「健康保険等の加入状況」欄の記載について

再下請負通知書の記載を行う事業者(以下「自社」という。)が直近上位の注文者との契約(以下「対上位契約」という。)と再下請負業者との契約(以下「再下請負契約」という。)をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。

(1) 対上位契約と再下請負契約を自社の同一の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の

①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 当該事業所が法人の事業所又は個人事業主の事業所で5人以上の常勤労働者を雇用するもの(以下「法人等の事業所」という。)である場合の記載例は以下の通りです。

A 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇建設(株)本社	健康保険 杉並けま 12345*	厚生年金保険 杉並けま 12345	雇用保険 12345678909-876

② 当該事業所が個人事業主の事業所で4人以下の常勤労働者を雇用するもの(以下「個人等細事業所」という。)である場合の記載例は以下の通りです。

B 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇工務店本社	健康保険 -	厚生年金保険 -	雇用保険 12345678909-876

(2) 対上位契約と再下請負契約を自社のそれぞれ別の事業所で行っている場合、自社が

① 法人② 個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 自社が法人である場合の記載例は以下の通りです。

C 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称 〇〇建設(株)本社	健康保険 杉並けま 12345*	厚生年金保険 杉並けま 12345	雇用保険 12345678909-876
	〇〇建設(株)△△支店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234	

*欄を追加し、上段に対上位契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対上位契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

② 自社が個人事業主である場合、対上位契約を行った日社の事業所及び再下請負契約を行った自社の事業所のそれぞれの常勤労働者数によって、記載例は以下のイ～ニの4

つのパターン通りとなります。

イ. 対上位契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が5名以上

→「C」と同様です。

ロ. 対上位契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、再下請負契約を行った事業者が4名以下

D 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
〇〇工務店本社		杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876
〇〇工務店△△店		-	-	98765432101-234

↑欄を追加し、上段に対上位契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対上位契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ハ. 対上位契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、再下請負契約を行った事業者が5名以上

E 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
〇〇工務店本社		-	-	12345678909-876
〇〇工務店△△店		杉並けま 67890※	杉並けま 67890	98765432101-234

↑欄を追加し、上段に対上位契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対上位契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ニ. 対上位契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が4名以下

F 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
〇〇工務店本社		-	-	12345678909-876
〇〇工務店△△店		-	-	98765432101-234

↑欄を追加し、上段に対上位契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対上位契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

2. 「再下請負関係」ページの「健康保険等の加入状況」欄の記載について

再下請負契約を締結した再下請負業者の事業所が次の(1)、(2)のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

(1)再下請負業者の事業所が法人等の事業所である場合の記載例は以下の通りです。

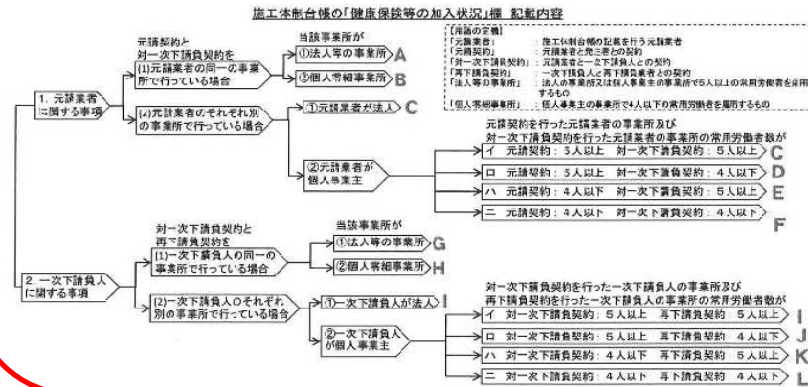
G 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
〇〇建設(株)本社		杉並けま 12345※	杉並けま 12345	12345678909-876

(2)自社が個人零細事業所である場合の記載例は以下の通りです。

H 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
〇〇工務店本社		-	-	12345678909-876

問 31 施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 施工体制台帳には、施工体制台帳の記載を行う元請業者（以下「元請業者」という。）に関する事項のページ（左側）、「一次下請負人に関する事項」ページ（右側）があります。両方のページにそれぞれ「健康保険等の加入状況」欄があり、それぞれの記載内容は以下のようになります。



1. 元請業者に関する事項のページ(左側)の「健康保険等の加入状況」欄の記載について

元請業者が発注者との契約（以下「元請契約」という。）と一次下請負人との契約（以下「対一次下請負契約」という。）をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。

(1) 元請契約と対一次下請負契約を元請業者の同一の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 当該事業所が法人の事業所又は個人事業主の事業所で5人以上の常用労働者を雇用するもの（以下「法人等の事業所」という。）である場合の記載例は以下の通りです。

A 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-876	
	下請契約	同上	同上	同上	同上		

② 当該事業所が個人事業主の事業所で4人以下の常用労働者を雇用するもの（以下「個人等事業所」という。）である場合の記載例は以下の通りです。

B 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇工務店本社	—	—	12345678909-876	
	下請契約	同上	同上	同上	同上		

(2) 元請契約と対一次下請負契約を元請業者のそれぞれ別の事業所で行っている場合、元請業者が①法人②個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 元請業者が法人である場合の記載例は以下の通りです。

C 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-876	
	下請契約	〇〇建設(株)△△支店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234		

(注) 各保険について、元請契約を行った事業所と対一次下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

② 元請業者が個人事業主である場合、元請契約を行った元請業者の事業所及び対一次下

請負契約を行った元請業者の事業所のそれぞれの常用労働者数によって、記載例は以下のイ～ニの4つのパターンの通りとなります。

イ. 元請契約を行った事業所、対一次下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が5名以上

→「C」と同様です。

ロ. 元請契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、対一次下請負契約を行った事業者が4名以下

D 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇工務店本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-878	
下請契約	〇〇工務店△△店	—	—	98765432101-234			

(注) 各保険について、元請契約を行った事業所と対一次下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ハ. 元請契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、対一次下請負契約を行った事業者が5名以上

E 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇工務店本社	—	—	12345678909-878	
下請契約	〇〇工務店△△店	杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234			

(注) 各保険について、元請契約を行った事業所と対一次下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ニ. 元請契約を行った事業所、対一次下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が4名以下

F 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	〇〇工務店本社	—	—	12345678909-878	
下請契約	〇〇工務店△△店	—	—	98765432101-234			

(注) 各保険について、元請契約を行った事業所と対一次下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

2. 「一次下請負人に関する事項」ページ(右側)の「健康保険等の加入状況」欄の記載について

一次下請負人が対一次下請負契約と再下請負契約をどの事業所で行っているかで、記載内容が異なります。

(1) 対一次下請負契約と再下請負契約を一次下請負人の同一の事業所で行っている場合、当該事業所が以下の①②のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

① 当該事業所が法人等の事業所である場合の記載例は以下の通りです。

G 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		〇〇建設(株)本社	杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-878		

② 当該事業所が個人零細事業所である場合の記載例は以下の通りです。

H 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		〇〇工務店本社	—	—	12345678909-878		

(2) 対一次下請負契約と再下請負契約を一次下請負人のそれぞれ別の事業所で行っている場合、一次下請負人が①法人②個人事業主のどちらであるかにより、記載内容が異なります。

①一次下請負人が法人である場合の記載例は以下の通りです。

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外	
		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所整理記号等	〇〇建設(株)本社		杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-876	
		〇〇建設(株)△△支店		杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234	

↑欄を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対一次下請負契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

②一次下請負人が個人事業主である場合、対一次下請負契約を行った一次下請負人の事業所及び再下請負契約を行った一次下請負人の事業所のそれぞれの常用労働者数によって、記載例は以下のイ～ニの4つのパターンの通りとなります。

イ. 対一次下請負契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が5名以上

→「I」と同様です。

ロ. 対一次下請負契約を行った事業所の常用労働者数が5名以上、再下請負契約を行った事業者が4名以下

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外	
		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所整理記号等	〇〇工務店本社		杉並けま 12345*	杉並けま 12345	12345678909-876	
		〇〇工務店△△店		-	-	98765432101-234	

↑欄を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対一次下請負契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ハ. 対一次下請負契約を行った事業所の常用労働者数が4名以下、再下請負契約を行った事業者が5名以上

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外	
		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所整理記号等	〇〇工務店本社		-	-	12345678909-876	
		〇〇工務店△△店		杉並けま 67890*	杉並けま 67890	98765432101-234	

↑欄を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対一次下請負契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

ニ. 対一次下請負契約を行った事業所、再下請負契約を行った事業所とも常用労働者数が4名以下

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外		厚生年金保険 加入 未加入 適用除外		雇用保険 加入 未加入 適用除外	
		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	事業所整理記号等	〇〇工務店本社		-	-	12345678909-876	
		〇〇工務店△△店		-	-	98765432101-234	

↑欄を追加し、上段に対一次下請負契約、下段に再下請負契約に係る事業所について記載しています。
(注) 各保険について、対一次下請負契約を行った事業所と再下請負契約を行った事業所のうち一方が加入、他方が未加入の場合には、「保険加入の有無」欄を「未加入」とします。

※当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している
場合の記載について

(再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール)

1. 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)ではなく健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ(例:「〇〇健康保険組合」)を記載してください。

2. 建設国保に加入している場合

(1)「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

①全員が建設国保(国民健康保険組合が運営する国民健康保険)に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には「一」と記載して下さい。

②一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が

イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。

ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。

(2)「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

①「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が「一」となるか、上段が「一」で、下段が「同上」となる場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択して下さい。

②「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが「一」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険組合名のみが記載される場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択して下さい。

(参考)再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」等

2. 厚生年金保険の事業所整理記号及び事業所番号

→健康保険の1. (1)と同一

3. 雇用保険の労働保険番号

「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」等

問 32 作業員名簿の社会保険関係欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 作業員名簿には、記載される作業員ごとの健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を記載することになります。各保険ごとの具体的な記載例はそれぞれ以下の通りです。

1. 健康保険欄の記載について

健康保険欄への記載内容は、当該作業員が加入している保険の種類によりそれぞれ以下の通りとなります。

(1) 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「健康保険組合」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
健康保険組合
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
健康保険組合	1234

(2) 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「協会けんぽ」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
協会けんぽ
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
協会けんぽ	1234

(3) 建設国保(国民健康保険組合※)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「建設国保」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
建設国保
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
建設国保	1234

(4) 国民健康保険に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「国民健康保険」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
国民健康保険
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
国民健康保険	1234

(5) 上記(1)～(4)の健康保険に加入しておらず、後期高齢者、生活保護を受けている世帯に属する者である等により、国民健康保険の適用除外である場合

→健康保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
適用除外
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
適用除外	

問 32 作業員名簿の社会保険関係欄には具体的にどのように記載すればよいか。

答 作業員名簿には、記載される作業員ごとの健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を記載することになります。各保険ごとの具体的な記載例はそれぞれ以下の通りです。

1. 健康保険欄の記載について

健康保険欄への記載内容は、当該作業員が加入している保険の種類によりそれぞれ以下の通りとなります。

(1) 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「健康保険組合」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
健康保険組合
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
健康保険組合	1234

(2) 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「協会けんぽ」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
協会けんぽ
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
協会けんぽ	1234

(3) 建設国保(国民健康保険組合※)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「建設国保」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
建設国保
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
建設国保	1234

(4) 国民健康保険に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「国民健康保険」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
国民健康保険
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
国民健康保険	1234

(5) 上記(1)～(4)の健康保険に加入しておらず、後期高齢者、生活保護を受けている世帯に属する者である等により、国民健康保険の適用除外である場合

→健康保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(社会保険関係について別票とする場合)

健康保険
適用除外
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険	
年金保険	
雇用保険	
適用除外	—

4. 足場の規制強化について (平成27年7月施行済)

安全衛生規則改正の要旨

平成27年6月

1 特別教育の追加

特別教育の対象業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加する。

経過処置⇒平成27年7月1日以前からすでに足場の組立等の作業に従事している者は、

平成29年6月30日までの2年間、特別教育を行うことを要しない。

対象の足場とは、高さの制限はなく、脚立足場、ローリングタワー、棚足場を含む。

2 足場における高さ2m以上の作業場所の作業床に係る墜落防止措置の充実

(1) 作業床の要件に、床材と建地との隙間を12cm未満とすることを追加する。

(2) 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外す場合等の措置に、関係労働者以外の労働者の立入禁止及び作業終了後の墜落防止設備の復旧を追加する。

※架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

(1) 高さ5m以上の構造の足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置等の対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。

(2) 足場材の緊結等の作業を行うときは、原則として、幅40cm以上の作業床の設置、安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずることとする。

4 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する単管足場については、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重を超えないときは、鋼管を二本組とすることを要しないこととする。

5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行う注文者の点検義務に、足場又は作業構台の組立て等後の点検を追加する。

以上

≡ MENU

今日も無事にたいま

「『いきます』といった人は『たいま』と言う義務がある。成り立て労働安全コンサルタント”いてたま”による、労災防止アイデア

- 総合目次

[ホーム](#) >
[コラム](#) >

平成27年7月からの足場の規制強化！変わるポイントはこの4つだ。

📅 2015/06/15 🕒 2015/06/23



足場、作業床というのは、高所作業では欠かせません。街を歩いていても、ビルの外壁にピッタリとくっつくように、足場が組まれているのを見かけるのではないのでしょうか。

建物を作るに限りませんが、建設業の工事では足場は切っても切り離せません。

同時に、足場作業で、常につきまとう危険は、墜落・転落です。高いところから落ちて、大怪我になったり、死亡したりする事故のことで。

墜落・転落事故は、労働死亡事故で、最も多い事故です。平成25年度は、建設業全体で墜落・転落事故は、約6000件発生しています。死亡者は、160人にもなります。これは、建設業全体の死亡者の内約40%を占め、全産業においても約16%を占めています。

墜落・転落事故による死亡事故は、最も解決すべき課題と言えます。

👉 法改正の背景はなに？どう変わるの？

墜落・転落による事故を、手を変え品を変え、防止してきました。そのかいあって、事故は減り、死亡者も激減しています。

しかし、今なお建設業だけでも、毎年160人が死亡しているという事実。これはただの人数ではなく、1人1人が名前を持ち、顔を持ち、家族を持ち、そして私たちと同じような日常を送っていたのです。

これが背景です。とは言うものの、墜落事故の全てが、足場に関するものではありません。足場に関する事故は、墜落・転落事故から、約16%（死亡者は約20%）を占めます。

週に1日の休日と考えると
 $365 \times (6/7) = 313$ 日
 $313 \text{日} / 160 \text{人} = 1.956 \text{日 (1人)}$
 2日に1人のペースで
 死亡事故が発生している！

足場以外の開口部などからの墜落・転落事故も多いのです。

しかし足場に関する死亡者も、平成25年度で31人も人がいます。
決して少ないとは言えませんね。

事故が起こると、警察や労働基準監督署が調査します。
すると、事故には一定のパターンがあることがわかったのです。

どんなパターンか？

それは、法律で定められている、墜落防止対策がとられていなかったということです。

例えば、手すりが無い、床が固定されていない、材料がやたらと貧弱だ、安全帯を使用していないなどです。

平成23年に大々的に足場の規制が変わったのですが、実施されていないというのが実状のようです。

どうして、やらないのか？

どうやら作業をする人の意識が低いんじゃないの、という推測が立てられました。
さらに、監督責任も不十分なんじゃないのというのも原因にありそうでした。

また割合としては少ないものの、きちんと法に則った設備を備えているのに、事故になったというものもあります。
足場の構造に不十分なことがあるのではと考えられたのです。

法改正の背景としては、

1. 作業者の安全意識が低い
2. 監督責任が果たされていない
3. 足場の構造に、まだ欠点がある

というのがあろうです。

これを踏まえ、平成27年7月より、足場に関する法改正が施工されます。

足場からの墜落防止対策を強化します

このページ下部にある、別添3がよくまとまっていると思います。

さて、今回の改正ポイントは、大きく4つです。

1. 足場作業者も特別教育を受ける。
2. 足場の構造を、ちょっと変更する。
3. 足場の組立・解体作業時はもっと安全な方法で行なう。
4. 注文者の監督責任を強化する。

それぞれのポイントをまとめていきましょう。

▶ 改正ポイント1 足場作業者も特別教育を受ける。

それぞれのポイントをまとめていきましょう。

今まで足場に関する資格は、足場等組立解体作業主任者というものがありませんでした。
これは5メートル以上の足場組立解体時に選任する作業主任者のための資格です。

実際に作業を行う人は、資格等は必要ありませんでした。

それが、法改正により、足場の組立・解体の作業を行う人も特別教育を修了しなければならないことになりました。

つまり、足場に關わる人は全員、特別教育を受けなければならなくなったのです。

これは足場屋、トビの会社にとっては、かなり痛いのではないのでしょうか。全社員が特別教育を受けなければならないわけですから、

多少の経過猶予があるのですが、数年以内に義務化されます。

この狙いは、足場作業を行う人が、適当な組立をしないよう安全意識を高めることです。

ただ突のところ、足場屋さんなどが組む足場のほうが、圧倒的にしっかりしていて、安全です。危ないのは、そういう専門業者に依頼せず、自社で組み立てたりするところでしょう。

安全意識を高めるのであれば、専門外の作業者にこそ必要でしょう。ところが、徹底されるかは事業者の意識任せになります。

▶改正ポイント2 足場の構造を、ちょっと変更する。

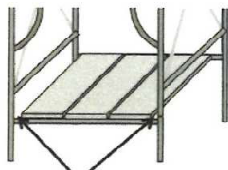
構造の変更点その1 作業床

作業床について、ちょっと変更があります。

今までの作業床の規定は、幅が40センチ以上、床材と床材の間は3センチ以下とするでした。今後は、これを活かしたまま、床材と支柱部分との隙間も制限しようというようになります。

支柱の部分を建地といいます。床材の端と建地の隙間は、12センチ未満としなければなりません。

こんな感じです。↓



床材と建地との
すき間12cm未満

床の端から、墜落するという事故があったから、対応になったんですね。

構造の変更点その2 墜落防止装置の取り外しについて

次に、手すり等の墜落防止についての規定が強化されます。

今までは、手すりなどはどうしても付けられない場合は、安全帯を着用する設備を設けるなどすれば、設けなくても構いませんでした。また同じように条件を満たした場合で、作業の性質上必要な場合は、手すりを取り外すことができました。

しかし、今後は条件がかなり厳しくなります。

まず、手すりが取り外されている場所へは、関係者以外を立入禁止としなければなりません。また作業の必要があって手すりを外した場合は、作業完了後直ちに復旧しなければなりません。

墜落防止設備が外される状態を最小限にすること、そもそも人を近づけないことなどが義務化されます。

ちなみに、これは足場だけでなく、作業機台や仮設通路など、手すりを必要とする場所では同じく必要です。

構造の変更点その3 鋼管足場の構造について

これは強化というより、緩和です。

今までは、地上から31メートルを越える単管足場は、鋼管を2本組の支柱で支えなければなりませんでしたが。法改正により、設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、2本組でなくともよいとなりました。

作業手間は多少減るかもしれませんが、設計荷重の計算など、事前の準備が重要になります。

▶改正ポイント3 足場の組立・解体作業時はもっと安全な方法で行なう。

実は、足場の事故で多いのは、組み上がった後の作業中ではなく、組立や解体の時です。

何もないところに足場を組むわけです。足場の足場はありません。とても不安定な場所での作業が余儀なくされるのです。

当然、安全対策はとられています。不安定な足元を解消すべく、簡易の作業床を設けたり、安全帯を使用します。安全帯も、足場が組み上がってしければ、手すりが使えますが、手すりのない状態では親綱などを張って、対応します。

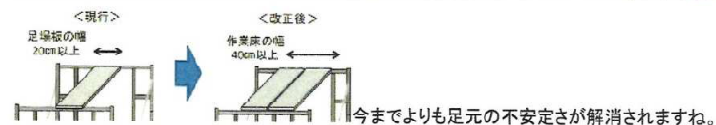
足場組立解体時の事故を減らすために、作業時の設備をより安全に仕向けていこう、法改正されます。

今までであれば、高さが5メートル以上の足場を組み立てたり、解体したりする時に墜落防止措置が義務付けられていました。法改正では、高さが2メートル以上までに引き下げられます。

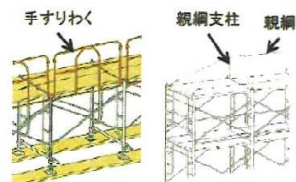
2メートルといえば、成人男性のちよつと上くらいです。今までは2層目以上の場合だったのが、今後は1層目でも作業床を置く場合は、墜落防止措置をとることになります。

また足場材を組んで、緊結する作業の時の設備が、強化されます。

今までは、作業床材として20センチ以上の板を敷いて作業すればよかったのですが、今後は40センチ以上の幅の板を敷かなければなりません。1枚板である必要はなく、20センチの板を2枚並べたりしても、大丈夫です。



また、やはり安全帯は着けなければなりません。安全帯を取り付ける手すりや親綱などが、義務化されるようになります。



安全帯取付け設備の例

足場組立作業で、手すり先行工法というものがありますが、安全帯着用設備ということで、暗に推奨しているようです。

手すり先行工法の解説はこちら。
[足場組み立て時にもご注意を。手すり先行工法。](#)

今までよりも、組立解体作業時の安全対策を強化しています。

改正ポイント4 注文者の監督責任を強化する。

注文者とは、仕事を下請け業者に注文する事業者のことです。ただ仕事を注文した、後はお任せというわけにはいきません。

注文者には注文した人の責任があります。

その1つが、足場が安全かどうかをチェックを行なうことです。

注文者が講ずべき措置2

今までであれば、点検する時期は、決まっていた。大雨などの悪天候の後、もしくは震度4以上の地震の後です。足場の構造を揺るがす出来事があった場合、作業前に点検しなければならなかった。

今後は、点検時期が増えます。悪天候、地震の後に加え、足場などを一部解体、または変更の後にも点検しなければなりません。

構造を変えた時も点検しなければならなくなりました。

5. トラブル事例の報告

不適合 顧客クレーム発生記録

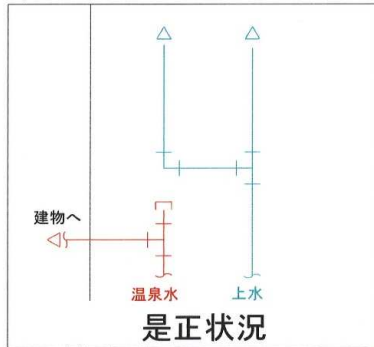
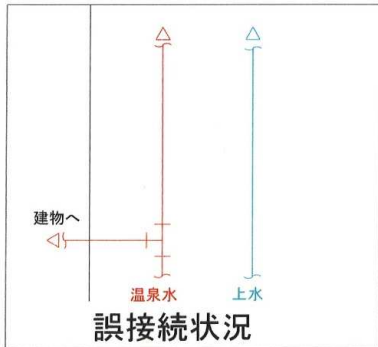
発生日	2016 年	5 月	22 日	発生場所	浜湖月	
処理者	部署： 工事 部門 / 処理者： 宮津 敏貴					
a. 不適合の内容確認						
不適合分類	<input type="checkbox"/> 内部監査 () <input type="checkbox"/> 監視項目未達成 <input checked="" type="checkbox"/> 業務上不備 <input type="checkbox"/> 検査不適合 <input type="checkbox"/> 上長指摘 <input type="checkbox"/> クレーム <input type="checkbox"/> 自主申告 <input type="checkbox"/> その他 ()					
外部埋設配管の上水系統への温泉水の誤接続						
施工後の各器具の試運転時、便器の水を流したところ温泉水の色のついた水が流れたため、配管系等が誤接続されていることがわかった。				②判定者	①作成者	
				/ /	/ /	
b. 不適合の処置 (封じ込め/緩和/応急)						
施工図面から誤接続箇所がわかったため、該当する部分の土間をはつり埋設配管の接続を修正する。				④検証	③処理者	
				/ /	/ /	
c. 是正処置 (再発防止) の必要性の評価と決定						
■ 是正処置の要否： (要) ・ 否 ■ 是正処置の期限： 2016年 5 月 25 日		【 是正処置 “要” の場合とは 】 <input checked="" type="checkbox"/> 重要な部分に不適合が発生した場合 <input checked="" type="checkbox"/> 品質、コストへの影響が大きい不適合 <input type="checkbox"/> 今までにない初めての内容の不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性がある業務上不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性があるクレームの場合 <input type="checkbox"/> 内部監査における不適合			⑤判定者	
					/ /	
d. 不適合原因の特定						
Measure (測定等) <input type="checkbox"/> 測定(確認)対象外。 No.1 <input checked="" type="checkbox"/> 測定(確認)もれ。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法を知らない。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法不十分。 <input type="checkbox"/> 期待・ニーズの差異。 No.2 <input checked="" type="checkbox"/> 報・連・相・確認の不足。 <input type="checkbox"/> 提供サービス仕様の差異。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション差異 Gen (差異・大きな相違)		Machine (機械・設備等) <input type="checkbox"/> 必要な設備がない。 <input type="checkbox"/> 設備の維持管理の不備。 <input type="checkbox"/> 設備の性能不足。 <input type="checkbox"/> 機器の誤動作、故障。 <input type="checkbox"/> スキルを使わなかった。 No.3 <input checked="" type="checkbox"/> スキルの未熟によるミス。 <input type="checkbox"/> 指導を受けていなかった。 <input type="checkbox"/> 業務に必要なスキル不足。 Man (人的要素・技術力等)		Material (材料・部品・原料等) <input type="checkbox"/> 材料の間違い。 <input type="checkbox"/> 劣化しやすい。 <input type="checkbox"/> 保管管理の不備。 <input type="checkbox"/> 在庫不足。 <input type="checkbox"/> ルール手順がない。 <input type="checkbox"/> ルール手順を守らない。 <input type="checkbox"/> ルール手順の周知不足。 No.4 <input checked="" type="checkbox"/> ルール手順の不備。 Method (方法・手順等)		
* 上記チェック箇所にNo.を付し、それぞれの真因を下記に特定する。						
No.1,2 施工図の系統の記入ミス及び最終チェックの不足						
No.3,4 複数種の給水系統があることに対するの明治不足と確認不足						
				⑦確認	⑥処理者	
				/ /	/ /	



誤接続箇所配管状況



配管接続は正状況



温泉水と上水の誤接続

直接の原因は担当者による施工図の作図ミスですが
施工図を正しく書いていても
同じ管材で複数の系統を施工するのは確認が
難しかったと思います

今後の誤接続防止対策

(上水・井水・雑用水・中水・温泉水等)

- 1 提案を行って管材を変更する
- 2 変更出来ない場合は配管材に識別テープを巻く
- 3 配管施工後の担当者と配管工による
配管系統ダブルチェック

以上を行って下さい

不適合(クレーム)是正処置報告書

発生日	2016 (平成 28)年 9 月 15 日	発生場所	グレースパブリック
処理者	部署: サービス課	部門 / 処理者:	千阿 桜舞男



a. 不適合の内容確認 (相手先・悪影響・損失を明確に)

不適合 内部監査(規格) 監視項目未達成 業務上不備 検査不適合
 分類 上長指摘 クレーム 自主申告 その他

102号室洗面化粧台キャビネット落下に伴い全部屋キャビネット点検

石膏ボードにスタープラグを使用していたがボードには効いておらず重みでキャビネットが落下して きました。 ※何部屋かはキャビネット浮いていました。	②判定者	①作成者
	/ /	/ /

b. 不適合の処置(封じ込め/緩和/応急) (製品への手直し・修正を施した場合は、再検証を行う)

トウなどのボード用補強材使用してキャビネット付け直し。一部補強が効かない場合はボード 奥のコンクリートにエピソード取付70~90mmのビスにて固定。 ※ボードに補強材を入れる場合スタープラグを使用せずボード用の補強材の使用が必須です。	④検証	③処理者
	/ /	/ /

c. 是正処置(再発防止)の必要性の評価と決定

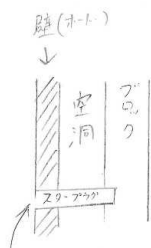
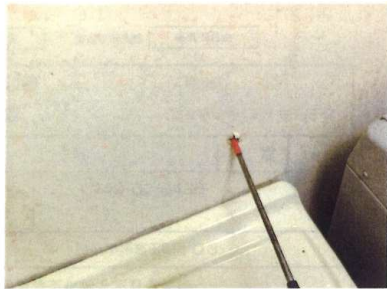
■ 是正処置の要否: 要・否 ■ 是正処置の期限: 20 (平成)年 月 日	【 是正処置“要”の場合とは 】 <input type="checkbox"/> 重要な部分に不適合が発生した場合 <input type="checkbox"/> 品質、コストへの影響が大きい不適合 <input type="checkbox"/> 今までにない初めての内容の不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性がある業務上不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性があるクレームの場合 <input type="checkbox"/> 内部監査における不適合	⑤判定者
		/ /

d. 不適合原因の特定 (5M1Gチェックを基に、なぜなぜ分析を繰り返し、真の原因を究明する。)

Measure(測定等) <input type="checkbox"/> 測定(確認)対象外。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)もれ。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法を知らない。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法不十分。 <input type="checkbox"/> 期待・ニーズの差異。 <input type="checkbox"/> 報・連・相・確認の不足。 <input type="checkbox"/> 提供サービス仕様の差異。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション差異	Machine(機械・設備等) <input type="checkbox"/> 必要な設備がない。 <input type="checkbox"/> 設備の維持管理の不備。 <input type="checkbox"/> 設備の性能不足。 <input type="checkbox"/> 機器の誤動作、故障。 <input type="checkbox"/> スキルを使わなかった。 <input type="checkbox"/> スキルの未熟によるミス。 <input type="checkbox"/> 指導を受けていなかった。 <input type="checkbox"/> 業務に必要なスキル不足。	Material(材料・部品・原料等) <input type="checkbox"/> 材料の間違い。 <input type="checkbox"/> 劣化しやすい。 <input type="checkbox"/> 保管管理の不備。 <input type="checkbox"/> 在庫不足。 <input type="checkbox"/> ルール手順がない。 <input type="checkbox"/> ルール手順を守らない。 <input type="checkbox"/> ルール手順の周知不足。 <input type="checkbox"/> ルール手順の不備。	a (不適合)
Gap(差異・大きな相違)	Man(人的要素・技術力等)	Method(方法・手順等)	

* 上記チェック箇所に丸を付し、それぞれの真因を下記に特定する。

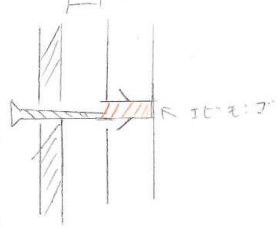
	⑦確認	⑥処理者
	/ /	/ /



入りが浅く抜けてしまった。

ホトの穴も広がりトクをとりつけ233:

約5cm(50)



ビス
70~90cm

Iビモコにて付造し

引き渡し当時はボードアンカーで強度が確保されていたかも知れませんが経年劣化や使い勝手によりボードアンカーで耐えられなくなったと考えます
工事中に必ず下地が何か下地が石膏ボードなら“誰が”取り付けるのか打合せを行って下さい

不適合(クレーム)是正処置報告書

発生日	2013 (平成 24)年 3 月 3 日	発生場所	入長浜みなと館
処理者	部署: サービス課	部門 / 処理者:	木村 正則 (印)

a. 不適合の内容確認 (相手先・悪影響・損失を明確に)

不適合分類 内部監査(規格) 監視項目未達成 業務上不備 検査不適合
 上長指摘 クレーム 自主申告 その他()

給湯回路エア-抜き弁破裂による水漏れ。

給湯圧0.5Mpaに対して最高圧0.3Mpaまでのエア-抜き弁を使用しており対応圧を超え破裂したと思われます。	②判定者	①作成者
	/ /	/ /

b. 不適合の処置(封じ込め/緩和/応急) (製品への手直し・修正を施した場合は、再検証を行う)

最高使用圧力1.0Mpaのエア-抜き弁取替にて完了。	④検証	③処理者
	/ /	/ /

c. 是正処置(再発防止)の必要性の評価と決定

■ 是正処置の要否: 要・否 ■ 是正処置の期限: 20 (平成)年 月 日	【 是正処置“要”の場合とは 】 <input type="checkbox"/> 重要な部分に不適合が発生した場合 <input type="checkbox"/> 品質、コストへの影響が大きい不適合 <input type="checkbox"/> 今までにない初めての内容の不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性がある業務上不適合 <input type="checkbox"/> 再発の可能性があるクレームの場合 <input type="checkbox"/> 内部監査における不適合	⑤判定者 / /
---	---	-------------

d. 不適合原因の特定 (5M1Gチェックを基に、なぜなぜ分析を繰り返し、真の原因を究明する。)



* 上記チェック箇所にNo.を付し、それぞれの真因を下記に特定する。

	⑦確認	⑥処理者
	/ /	/ /

サービス課 : 小口工事:修繕工事 受付書 工事分類 G:V
 No. 1120703 (契約内容の確認) 報告書 文書番号 No. KR-0303-9

受付日 H24.12.22 受付者 川瀬 確認

顧客名 イエス長浜みなと館 顧客TEL= 0749-63-2323
 依頼もと 1040 工神 管理番号 0749-63-2323

工事名 イエス長浜みなと館 工事場所 長浜市港町2-28

顧客からの工事:修理依頼内容 イエス長浜みなと館/①然やの天井より水漏れ ②機械室で水漏れ

修理内容・結果報告
 ① 天井裏から水漏れ → 材料工場の交換
 ② 給湯回路 エア抜き 確認にF3水出し
 エア抜き取替 (1.0MPaより2.0MPaの物に変更)
※②給湯圧 0.5MPaに対して エア抜きが0.3MPaまでしか抜けない物だった

材料選定ミス

試験結果 検査、テスト実施;方法【 】 : 合否判定 合、 否
 お客様確認欄
 日付 24年 2月 4日 お客様名: _____ 印
 直接の依頼者へ報告 必要 不要 様へ報告済み 不要

精算方法 出来高請求 集金 見積No _____ 施工担当者 木村 千代
 見積請求 振込
 見積提出 自動引落

購買品(外注)の確認 確認方法 写真 客先サイン その他

外注: 有り【 】 ①無し

	社長	工事部長	サービス係長	現場担当			
確認							

不適合(クレーム)是正処置報告書

発生日	2016 (平成 28)年 9 月 17 日	発生場所	紅點
処理者	部署: サービス課	部門/ 処理者:	千阿桜舞男

a. 不適合の内容確認 (相手先・悪影響・損失を明確に)

不適合 分類 内部監査(規格) 監視項目未達成 業務上不備 検査不適合
 上長指摘 クレーム 自主申告 その他()

既設ファンコイル撤去時の残置ドレン配管の後処理が不十分な為に天井内に水漏れが発生しました。

またドレン先端が切った状態で処置されておらず、なおかつ配管を針金で固定した状態の為
 配管が下がり逆勾配となり水が漏れてきました。

②判定者	①作成者
/ /	/ /

b. 不適合の処置(封じ込め/緩和/応急) (製品への手直し・修正を施した場合は、再検証を行う)

ドレン配管先端キャップ止め及び配管勾配調整にて完了

④検証	③処理者
/ /	/ /

c. 是正処置(再発防止)の必要性の評価と決定

■ 是正処置の要否: 要・否 重要な部分に不適合が発生した場合
 ■ 是正処置の期限: 20 (平成)年 月 日 品質、コストへの影響が大きい不適合
 今までにない初めての内容の不適合
 再発の可能性がある業務上不適合
 再発の可能性があるクレームの場合
 内部監査における不適合

【 是正処置“要”の場合とは 】

⑤判定者
/ /

d. 不適合原因の特定 (5M1Gチェックを基に、なぜなぜ分析を繰り返し、真の原因を究明する。)



* 上記チェック箇所にNo.を付し、それぞれの真因を下記に特定する。

	⑦確認	⑥処理者
	/ /	/ /

紅點



文書作成部署

サービス課

文書管理部署

サービス課

様式管理部署

品質委員会

サービス課 ; 小口工事; 修繕工事 受付書		工事分類 G:V	
No. 1081029 (契約内容の確認) 報告書		文書番号 No. KR-0303-9	
受付日	H21.2.16	受付者	田口 確認 <input checked="" type="checkbox"/>
顧客名 依頼もと	ハッピーライフ ゆりの郷 966- (工-補)	顧客TEL= 管理番号	0 0
工事名	ハッピーライフ ゆりの郷	工事場所	愛知県愛荘町市 1509
顧客からの工事: 修理依頼内容 ゆりの郷/厨房の天井より水漏れ Toto 洋便器 C480A			
修理内容・結果報告 厨房事務所天井より水漏れ。2Fにはトイレがある。断り時漏れはなかった(跡付) 3/3 別紙の通り 穴の開いた部分を水中ポンドにて補修。(田口課長の指示により) 最近には漏水できているとのことでした。			
試験結果; <input checked="" type="checkbox"/> 検査, テスト実施; 方法 【通水】 ; 合否判定 <input checked="" type="checkbox"/> 合, <input type="checkbox"/> 否 お客様確認欄 日付 21年 3月 3日 お客様名: _____ 印 直接の依頼者へ報告 <input type="checkbox"/> 必要 _____ 様へ報告済み <input checked="" type="checkbox"/> 不要			
精算方法	<input type="checkbox"/> 出来高請求 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 見積請求 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 見積提出 <input type="checkbox"/> 自動引落	見積No	施工 担当者 松野
購買品(外注)の確認		確認方法	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 客先サイン <input type="checkbox"/> その他
外注: <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し			

	社長	工事部長	サービス課長	現場担当			
確認							



FL取付状態
標準法が決められているため開口部フランジで
調整したと思われる。



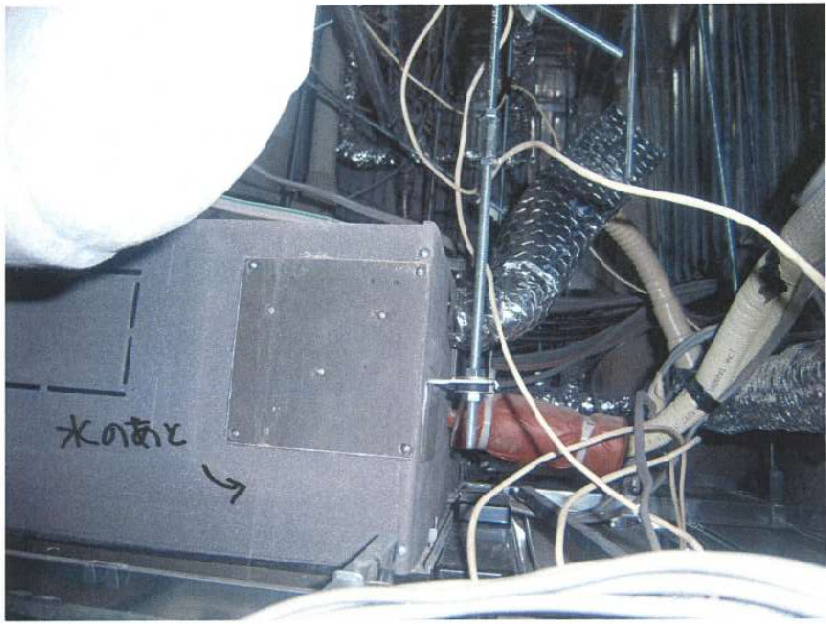
施工前.



水中ボンド補修後

給水芯と排水芯のズレを排水管とフランジの取付で調整したと思われる
写真からは給水芯と排水芯が遠すぎて調整したと思われるが遠い場合はフラッシュバルブ側の短管を伸ばせば良いので部品を発注して対応して下さい
引き渡した後のシールや水中ボンドの効果まで永久に保証出来ません！

皆さんの家で高い費用を払った新築の家で上の階から汚水が漏れてきたらどう思いますか？



コドに水滴有り

2FMLガスの排水

開口にズレ. コーキングで接着. 補修してある¹
状態

↓



文書作成部署

サービス課

文書管理部署

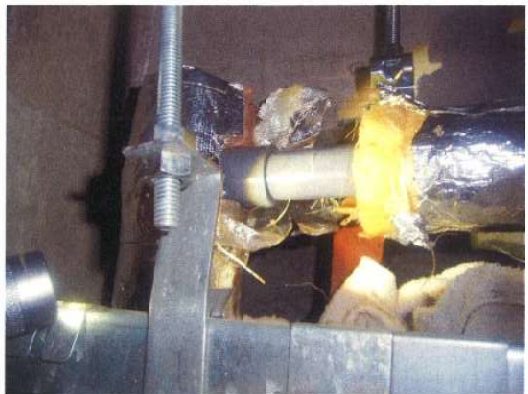
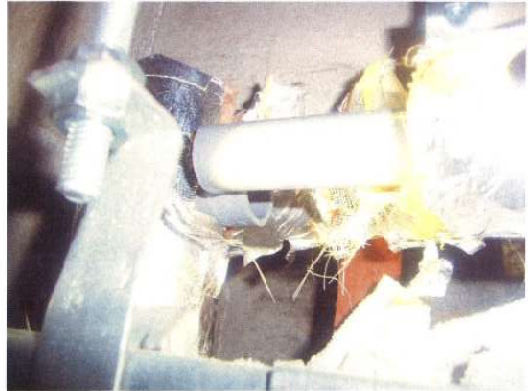
サービス課

様式管理部署

品質委員会

サービス課 ; 小口工事; 修繕工事 受付書		工事分類 G.V	
No. 1120250 (契約内容の確認) 報告書		文書番号 No. KR-0303-9	
受付日	H24.7.24	受付者	巻 確認 <input checked="" type="checkbox"/>
顧客名 依頼七七	国立滋賀大学 1078 618061 <i>工事不備 施設管理課 たけが様</i>	顧客TEL- 管理番号	0749-27-1005 0749-27-1005
工事名	国立滋賀大学	工事場所	彦根市馬場1-1-1
顧客からの工事: 修理依頼内容 <u>国立滋賀大学/研究室609号室の天井より水漏れ</u>			
(17/26)			
修理内容・結果報告 トレン接着 22による水漏れ ※トレン接着の接着がとれていました。接着し直して完了			
試験結果 <input checked="" type="checkbox"/>	検査、テスト実施: 方法 <u>通水</u>		: 合否判定 <input checked="" type="checkbox"/> 合、 <input type="checkbox"/> 否
お客様確認欄			
日付	24年 7月 26日	お客様名:	印
直接の依頼者へ報告 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 様へ報告済み <input type="checkbox"/> 不要			
精算方法	<input type="checkbox"/> 出来高請求 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 見積請求 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 見積提出 <input type="checkbox"/> 自動引落	見積No	施工 担当者 <u>47.奥澤</u>
購買品(外注)の確認		確認方法	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 客先サイン <input type="checkbox"/> その他
外注: <input type="checkbox"/> 有り [] <input checked="" type="checkbox"/> 無し			

確認	社長	工事部長	サービス係長	現場担当			
							



接着の跡なし

文書作成部署

サービス課

文書管理部署

サービス課

様式管理部署

品質委員会

サービス課 ; 小口工事;修繕工事 受付書 工事分類 G:V
 No. 1160232 (契約内容の確認) 報告書 文書番号 No. KR-0303-9

受付日 H28.7.25 受付者 木村 確認

顧客名 悠悠の館 顧客TEL= 0749-52-2800
 依頼もと 796 管理番号 0749-52-2800

工事名 悠悠の館 工事場所 米原市磯1729

顧客からの工事：修理依頼内容 悠悠の館/ケアルームの洗面器付け直し作業

修理内容・結果報告
 洗面器が壊すとのことで見直しをしたら壁工地が入っており、
 右のボルトがぶやけてきて、洗面器がゆがんでいて
 (手元のコーキングが剥けて、固定できていない状態)
 下地を入れて同じボルトが利かなくなり洗面器を復旧。
 *下地は別の工務店で施工。今回補修工事になり補修中に
 床板もぶら下がっているところから、下地も剥がれ落ちており、原因不明で
 できない為、確認してほしいとのこと。確認することにした。

試験結果 検査、テスト実施：方法【 】 合否判定 合、 否
 お客様確認欄
 日付 28年 8月 30日 お客様名： 印
 直接の依頼者へ報告 必要 不要 様へ報告済み 不要

精算方法 出米高請求 集金 見積No 16-2423 施工担当者 木村
 見積請求 振込
 見積提出 自動引落

購買品（外注）の確認 確認方法 写真 客先サイン その他

外注： 有り【 】 無し

	社長	工事部長	サービス係長	現場担当			
確認							



不適合(クレーム)是正処置報告書

発生日	2016 (平成 28)年 9 月 3 日	発生場所	米原市立西部給食センター
処理者	部署: サービス課	部門/ 処理者:	木村 正則 ☑

a. 不適合の内容確認 (相手先・悪影響・損失を明確に)

不適合 分類 内部監査(規格) 監視項目未達成 業務上不備 検査不適合
 上長指摘 クレーム 自主申告 その他()

地下ピット内排水管破損

地下ピット内の排水管(ビニール管)に厨房内の機械排水系統の熱湯が排水されとおり、その熱によりビニール管の劣化が進み配管が破損してしまったようです。

	②判定者	①作成者
//	//	//

b. 不適合の処置 (封じ込め/緩和/応急) (製品への手直し・修正を施した場合は、再検証を行う)

今回は緊急性が有った為、塩ビ配管にて一部やり替えて完了

※熱湯を排水する系統は場合は、耐熱の素材で施工する必要があります。

	④検証	③処理者
//	//	//

c. 是正処置(再発防止)の必要性の評価と決定

■ 是正処置の要否: **要・否**

■ 是正処置の期限: 20 (平成)年 月 日

【 是正処置“要”の場合とは 】

- 重要な部分に不適合が発生した場合
- 品質、コストへの影響が大きい不適合
- 今までにない初めての内容の不適合
- 再発の可能性がある業務上不適合
- 再発の可能性があるクレームの場合
- 内部監査における不適合

	⑤判定者
//	//

d. 不適合原因の特定 (5M1Gチェックを基に、なぜなぜ分析を繰り返し、真の原因を究明する。)

<p>Measure (測定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 測定(確認)対象外。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)もれ。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法を知らない。 <input type="checkbox"/> 測定(確認)方法不十分。 <input type="checkbox"/> 期待・ニーズの差異。 <input type="checkbox"/> 報・達・相・確認の不足。 <input type="checkbox"/> 提供サービス仕様の差異。 <input type="checkbox"/> コミュニケーション差異 <p>Gap (差異・大きな相違)</p>	<p>Machine (機械・設備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 必要な設備がない。 <input type="checkbox"/> 設備の維持管理の不備。 <input type="checkbox"/> 設備の性能不足。 <input type="checkbox"/> 機器の誤動作、故障。 <input type="checkbox"/> スキルを使わなかった。 <input type="checkbox"/> スキルの未熟によるミス。 <input type="checkbox"/> 指導を受けていなかった。 <input type="checkbox"/> 業務に必要なスキル不足。 <p>Man (人的要素・技術力等)</p>	<p>Material (材料・部品・原料等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 材料の間違い。 <input type="checkbox"/> 劣化しやすい。 <input type="checkbox"/> 保管管理の不備。 <input type="checkbox"/> 在庫不足。 <input type="checkbox"/> ルール手順がない。 <input type="checkbox"/> ルール手順を守らない。 <input type="checkbox"/> ルール手順の周知不足。 <input type="checkbox"/> ルール手順の不備。 <p>Method (方法・手順等)</p>				
<p>* 上記チェック箇所№を付し、それぞれの真因を下記に特定する。</p>						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑦確認</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑥処理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">//</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> </table>	⑦確認	⑥処理者	//	//
⑦確認	⑥処理者					
//	//					

6. 安全教育

7. 請求書の記入について

契約金額が税別30,000円以上の
原則注文書が必要な工事の請求書 記入例

資材・外注請求書

当社は20日締めなので当月20日となります

業者コードNo 住所 社名 TEL

1234 滋賀県長浜市□□町567-8
○○設備
0749-64-△△△△

各協力業者様の業者コード

○○
設備

工事番号

161040 01

起票年月日

20161020

現場担当者名 社員コード

鎌田

工事名称

新琵琶湖博物館創造第一期新築工事
冷水配管工事

…注文書に書かれた工事名

川
瀬
産
商
株
式
会
社

御
中

契 約		査 定 欄		請 求 金 額	
注 文 No.	1	…注文書に書かれた発注No	500000	(消費税を含まず) …当月の請求金額(税別)	
契 約 金 額	1000000	…注文書に書かれた契約金額	支出項目名	項 目	予 算 見 積
総出来高額	700000	…当月請求した金額を含めた出来高額			支 出 額
既 受 領 額	200000	…当月起票日までに当社より支払いした金額			
今 回 請 求 額	500000	…当月の請求金額			
残 高	300000	…当月の請求金額を受領したうえでの残高			
工 事 内 容			合 計		

注意事項
請求書締日(起票日)は毎月20日です。
但し12月のみ変更しますので事前に案内を送付します。
請求書は会社へ毎月25日必着です。
必ず25日中に会社に届く様到手配して下さい。

赤枠内は当社査定欄です
協力業者の皆様は
記入しないで下さい

経 理 部	決 裁	承 認	担 当

1冊(50部) 税込340円です
専用請求書で請求して頂く様にお願いします

①業者様控え ②③を請求書として提出して下さい

業者→技術部→経理課②

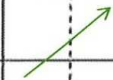
請求内訳書

No. _____

工事名 新琵琶湖博物館創造第一期新築工事

業者名 _____

〇〇設備

名 称	数量	単位	単 価	金 額	出来高% 数 量	累計出来高	査 定 額
冷水配管工事	1	式		500,000	70%	700,000	
							 自社担当者が査定
1冊(50部) 税込240円です 可能な方は専用請求書で請求して頂く様にお願いします 内訳書に関しては業者さんの専用請求書も許可しています							

契約金額が税別30,000円以下の
原則注文書が不要な工事の請求書 記入例

資材・外注請求書

当社は20日締めなので当月20日となります

工事番号が分かっている場合は記入して下さい
不明な場合は空白で良いです

業者コードNo 住所 社名 TEL

1234 滋賀県長浜市□□町567-8
○○設備
0749-64-△△△△

各協力業者様の業者コード

○○
設備

工事番号

161040-02

起票年月日

2 0 1 6 1 0 2 0

現場担当者名 社員コード

鎌田

工事名称

新琵琶湖博物館創造第一期新築工事
仮設配管工事

…工事名が分かっている場合は
正式名称で記入して下さい
分からない場合は
担当者に確認して下さい

川
瀬
産
商
株
式
会
社
御
中

契 約		査 定 欄		請 求 金 額	
注文 No.				25000	(消費税を含まず) …当月の請求金額(税別)
契約金額				支出項目名	項目
総出来高					予算見積
既受領額					支出額
今回請求額					
残高					
工 事 内 容				合 計	

注意事項
請求書締日(起票日)は毎月20日です。
但し12月のみ変更しますので事前に案内を送付します。
請求書は会社へ毎月25日必着です。
必ず25日中に会社に届く様に手配して下さい。

赤枠内は当社査定欄です
協力業者の皆様は
記入しないで下さい

支払承認額

--	--	--	--

経 理 部	決 裁	承 認	担 当

1冊(50部) 税込340円です
専用請求書で請求して頂く様にお願いします

①業者様控え ②③を請求書として提出して下さい

業者→技術部→経理部②

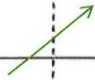
請求内訳書

No. _____

工事名 新琵琶湖博物館創造第一期新築工事

業者名 _____

〇〇設備

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	出来高% 数 量	累 計 出 来 高	査 定 額
仮設配管工事	1	式		25,000	100%	25,000	
							 自社担当者が査定
1冊(50部) 税込240円です 可能な方は専用請求書で請求して頂く様はお願い致します 内訳書に関しては業者さんの専用請求書も許可しています							

8. 協力業者様からの 要望・提案